

# 蕪崎市空き家バンク登録物件 リフォーム補助金・家財処分補助金



蕪崎市では空き家バンクへの物件登録及び市内への移住・定住を促進するため、空き家においてリフォーム工事又は残存する家財等の処分費用に対し、補助金を交付します。

※蕪崎市空き家バンクへ登録されている物件が対象です。

## リフォーム補助金

空き家において、安全性、居住性、機能性等の維持  
または向上のために行う修繕、模様替え、増築等に係る工事

- 経費の総額が20万円以上であること
- 蕪州市内で事業を営む者（支社、営業所を含む）による工事であること

※外構工事・エアコンなどの家電製品代金・ハウスクリーニング費用など、一部補助対象外となるものもあります。

### 補助金額

工事費用の半額  
（最大100万円）  
※1,000円未満切捨て

## 家財処分補助金

空き家において、使用されず残置された状態の  
家具や食器、電化製品その他の家財道具の処分

- 経費の総額が5万円以上であること
- 家電リサイクル法に基づく処分費用は除く
- 処分は「一般廃棄物処理業」の許可を受けている業者が実施するものであること（市内・市外を問わない）

### 補助金額

処分費用の半額  
（最大10万円）  
※1,000円未満切捨て

## 対象者

- 蕪崎市空き家バンク登録物件の所有者または入居者（入居予定者）
- 市税等を滞納していない者
- 空き家の所有者等の3親等以内の親族でない者
- 「蕪崎市持家住宅定住促進助成金事業（住みいるマイホーム）」の交付を受けていない、又は今後受ける予定がない者

## リフォーム補助金・家財処分補助金交付対象物件

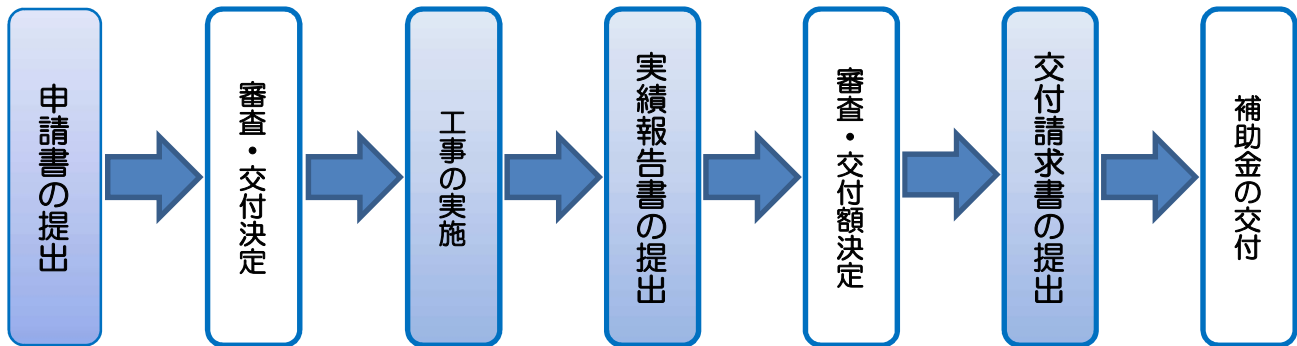
- 蕪崎市空き家バンクへの登録が完了している個人所有の住宅
- 入居予定者がおり、売買契約若しくは賃貸借契約を締結された物件
- 売買契約若しくは賃貸借契約を締結した日（所有者の同意を得た日）から1年以内の物件（入居者及び入居予定者に限る）



## 注意事項

- リフォーム工事や家財処分の着手前に申請が必要です。事前にご相談ください。

## 申請の流れ



※必ず**工事・処分開始前の申請**をお願いいたします。

## 申請に必要な書類

### <リフォーム補助金>

- 蕪崎市空き家バンク補助金等交付申請書（第9号様式）
- 工事に係る費用の明細書及び見積書の写し
- 工事を行う住宅の外観及び施工予定箇所の写真
- 売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し又は売買若しくは賃貸借の同意が得られたことを証する書類
- 工事に係る所有者の同意が得られたことを証する書類（承諾書）
- 納期が到来している市税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書）



### <家財処分補助金>

- 蕪崎市空き家バンク補助金等交付申請書（第9号様式）
- 撤去及び処分に係る費用の明細書及び見積書の写し
- 撤去及び処分を要する居住部分の室内の写真
- 売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し又は売買若しくは賃貸借の同意が得られたことを証する書類（入居者及び入居予定者に限る）
- 撤去及び処分に係る所有者の同意が得られたことを証する書類（承諾書）
- 納期が到来している市税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書）
- その他市長が必要と認める書類（一般廃棄物処理業の許可証）

## お問い合わせ・補助金申請窓口

〒407-8501 山梨県蕪崎市水神一丁目3番1号  
蕪崎市 総合政策課 地域戦略担当

☎ : 0551-22-1111（内線358・359・363）

FAX : 0551-22-8479

✉ : seisaku@city.nirasaki.lg.jp

蕪崎市空き家バンクホームページはこちら→



申請にあたり、以下の事項について承諾書を提出していただきます。

- 空き家の所有者は、補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に空き家の取り壊しを行わないこと。
- 空き家の利用者は、補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に転居又は転出をしないこと。